

こんなときはどうする？

まずは地区市民センター（公民館）へ相談を

自治会活動などで困りごとがあれば、まずは最寄りの地区市民センターにご相談ください。センターでは、市の職員が皆さんの地域づくりを支援しています。お気軽にお問い合わせください。

No.	こんなとき	対処	問合せ先
1	自治会長宅に営業や勧誘の電話がかかってくる どのように対応したらよいのか	自治会への営業や勧誘に関しては、全て事務局である市民協働推進課を通してほしい旨を伝えてください。	自治連事務局 (市民協働推進課内) ☎225局 2101
2	自治会を新たに設立したい	既存自治会との調整、設立準備会の設置、区域の設定、地区自治連の承認など、諸々の手続が必要。詳細は事務局まで。	
3	自治会を分離・統合したい	同上の手続が必要。詳細は事務局まで。	
4	自治会長を変更したい	改選期は「報告書」を、任期途中の場合は「変更届出書」を市自治連会長宛てに提出。事前に事務局まで連絡を。	
5	自治会活動補助金は、どうやってもらうのか	年度初めに、自治会長へ配布する書類で申請を（12ページ参照）。	
6	自治会活動補助金の申請書の書き方が分からない	市民協働推進課まで連絡を。	
7	自治会の規約（または会則など）を見直したいが、何か参考にできるものはないか	本マニュアル「資料編」にサンプルを掲載。	
8	自治会館を新築（または修繕、借地・借家、用地・建物購入、耐震改修）したいが、補助金の申請はどうすればいいか	事業を実施する前年度の8月末日までに市民協働推進課と事前協議が必要（13ページ参照）。まずはご相談を。	市民協働推進課 ☎225局 2101
9	自治会館建設に当たり、自治会を法人化するのはなぜ？法人化するには、どうすればよいのか	法人化することにより、自治会名で不動産登記をすることができ、自治会長個人での登記が必要なくなります。法人化については、市民協働推進課へご相談を。	